

駐車監視員活動ガイドライン

令和6年度
松本警察署

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取り付け等の仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされていません（反則告知をしたり、金銭を徴収することはありません。）。
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域および時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を行う。

	路線(区間)・地域	時間帯	令和5年中取付件数
重点路線	通称 駅前大通り（松本駅前交差点～あがたの森交差点）	終日	6
	通称 本町通り・大名町通り（深志2丁目交差点～松本城前交差点）	終日	3
	通称 しらかば大通り（松本駅前交差点～本庄1丁目交差点）	終日	13
	通称 裏町通り南北（鍛冶橋交差点～葭町交差点）	終日	8
	通称 裏町通り東西（国道143交差点～裏町通り南北）	終日	0
	通称 新伊勢町通り（松本駅前北交差点～伊勢町）	終日	8
	通称 公園通り（松本駅前北交差点～松本郵便局北交差点）	終日	9
	国道143号（中央1丁目交差点～松本駅前交差点）	終日	1
	通称 伊勢町通り（中央1丁目交差点～伊勢町交差点）	終日	3
	通称 中町通り（中町入口交差点～大橋南交差点）	午後～夜間	3
	通称 西堀通り（伊勢町交差点～大手2丁目交差点）	午後～夜間	1
通称 二の丸豊田線（深志2丁目交差点～本庄1丁目東交差点）	午後～夜間	0	
重点地点	松本駅前繁華街及びその周辺	終日	101
	大手・城東繁華街及びその周辺	午後～夜間	15
重点地域	白板宮本交差点・城西交差点・市役所北交差点・清水1丁目交差点・あがたの森交差点・筑摩橋交差点・中林橋交差点・逢初橋交差点・本庄橋交差点・中条交差点・巾上交差点で囲まれた地域で重点地域以外の松本市街地域（本庄1・2丁目及び埋橋1丁目を全て含めた）	午後～夜間	88